

鶴岡市農業委員会第25回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年 12月10日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 森 繁太 2番 菅原 久継 3番 佐藤 みほ 4番 齋藤 力 5番 奥山 康光 6番 渡部 長和 7番 前田 浩 8番 伊藤 由紀子 9番 石川 守 10番 高橋 聡
出 席 推進委員	1番 工藤 久子 2番 齋藤 英道 3番 石井 光明 5番 渡部 幸也 7番 金野 匡良 9番 佐々木 貢昌 11番 小林 義一 12番 高橋 文雄 13番 亀井 龍夫 14番 清野 吉喜 15番 伊藤 敏一
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4番 森 秀宏 推進委員 6番 新館 登 推進委員 8番 丸山伸一 推進委員 10番 佐久間豊 推進委員
事 務 局	局長 齋藤智博 主幹 佐藤友志 局長補佐 池原政志 調整専門員 金内かんな 専門員 伊藤 豊 専門員 長瀬かおり 羽黒分室調整主任 匹田久雄 櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室主事 佐藤穂高
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は4番 森秀弘推進委員、6番 新館登推進委員、8番 丸山伸一推進委員、10番 佐久間豊推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第25回東部農地部会を開会いたします。はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、5番 奥山康光委員と、6番 渡部長和委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 5番 奥山康光委員。
5番委員	5番奥山です。藤島の案件ですが、12月6日15時30分から農業委員の石川守委員と私、推進委員の齋藤英道推進委員、森秀弘推進委員、事務局2名で現地確認をして来ました。いずれも問題なく管理されておりましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。7番金野匡良推進委員
7番 推進委員	7番金野です。羽11、鶴29の案件ですが12月5日午後2時30分から高橋委員と事務局2名、私計4名で現地確認してきました。問題なかったことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。7番前田浩委員。
7番委員	7番前田です。櫛8と櫛9の案件について12月5日3時より重松委員、私、事務局の3名で現地確認を行いました。適正に管理されており問題ないと判断いたしましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。14番清野吉喜推進委員
14番 推進委員	14番清野です。朝6の案件ですが12月2日2時30分から農業委員3名、推進委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。適正に管理されているということで確認いたしましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決めました。続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明) ≪議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫

議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。5番渡部幸也推進委員
5番推進委員	5番推進委員の渡部です。所有権移転の櫛5の案件で受人は■■■■とありますが女の人ですか。10aあたり750,000円とこの辺には無いような単価が付いていて、普通いくら高くても600,000円位なので、買う方で良いとしても何か理由があるのか質問します。
議 長	事務局お願いします。
事務局	受人の■■■■さんに関しましては女性です。10aあたり750,000円の金額につきましては櫛引地域で定めております斡旋価格の基準額で手続きをしていただきました。農地の区分では一番いい所になりますので一番高い750,000円で設定してあります。
議 長	よろしいでしょうか。
5番推進委員	わかりました。
議 長	他にありませんか。ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について事務局の説明を求めます。
事務局	（ 説 明 ） ≪ 議案第3号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について ≫
議 長	ありがとうございました。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により議案第3号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について原案通り決しました。続きまして、続きまして農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	（説明） ≪ 農業者年金の裁定請求について ≫
議 長	報告事項ではありますが、質問のある方は挙手を願います。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、これもちまして第25回東部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前10:10
議 長	<p>議 長 高 橋 聡</p> <hr/> <p>議 事 録 署名委員 奥 山 康 光</p> <hr/> <p>議 事 録 署名委員 渡 部 長 和</p>